⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。
①　「ワンデーレスポンス」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
③　建設リサイクル法対象工事
④　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑤　難工事指定工事
⑥　技術提案簡易評価型
⑦　ＣＣＵＳ活用推奨モデル営繕工事
⑧　週休２日促進工事（発注者指定方式）
⑽　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする試行工事である。詳細は入札説明書による。
⑾　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⑿　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）
㋐　木造の歴史的建築物（注１）の改修工事
（注１）歴史的建築物とは、次のいずれかに該当する建築物とする。
１）文化財保護法規定によって国宝、重要文化財、特別史跡、史跡のうち、いずれかに指定又は仮指定された建築物
２）旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品等として認定された建築物
３）文化財保護法第182条第２項の条例の定めるところにより指定された建築物（都道府県・市町村・区指定文化財）
４）文化財保護法第57条の有形文化財に登録された建築物（登録有形文化財）
５）文化財保護法第143条の伝統的建造物群保存地区、又は第144条の重要伝統的建造物群保存地区の特定物件の建築物
６）経済産業省認定近代化産業遺産の建築物
７）地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条の歴史的風致形成建造物に指定された建築物
８）景観法第19条の景観重要建造物に指定された建築物

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

上記㋐の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記㋐の施工実績を有すること。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和４年10月20日までを予定する。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。
②　１人の者が、平成19年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐又は㋑のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）
㋐　延べ面積300㎡以上の建築物における駆体の改修を含む工事
㋑　延べ面積300㎡以上の建築物の新築又は増築工事（建築物の新築１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。

上記㋐、㋑の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記㋐又は㋑のいずれかの工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式―１―１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
①　入札参加者は「価格」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑